

都市計画法第34条第11号区域の指定に対するご意見と回答

【実施期間】 2024年12月2日 ～ 12月27日
【提出人数】 2名

No.	ご意見（要旨）	町からの回答
1	① 市街化調整区域のままで34条11号指定するのではなく、市街化区域への編入も含めて検討すべきである。 ② 開発許可権者として都市計画法の線引き制度の趣旨を十分に踏まえた運用をすべきである。	① まちづくりの手法として、市街化区域への編入についても検討をいたしました が、今回の区域面積は「市街化区域と市街化調整区域との区分に関する見直し要 領」で示された市街化区域に編入する区域の形状及び規模の基準を下回り、市街 化区域編入は困難であることから、市街化調整区域として都市的土地利用を図る ため、都市計画法第34条第11号区域指定の手法を選定いたしました。 ② 区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）制度は、無秩序な市街化を 防止し計画的な市街化を図ることを目的としています。 また、都市計画法第34条第11号区域指定については、市街化区域に隣接 し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域等で、開 発が行われることによるスプロール現象が生じることのないよう周辺の公共施設 の整備状況などを勘案して区域設定、用途設定を行うものです。 どちらも無秩序な市街化を防止するという観点では、目的が一致しており、区 域区分（線引き）制度の趣旨を踏まえての運用であると考えています。
2	① 今回、11号指定の活用により、診療所又ホテル等の建築物の設置を進めよう とする運用方針（案）は適切なものと考えます。	① 区域の指定により、交流人口の増加による地域産業の活力の維持向上や、雇用 の創出など地域経済の活性化を推進してまいります。